

入札監理小委員会
第416回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第416回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成28年6月8日（水）17:00～18:26

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

○外国人就労・定着支援研修事業（厚生労働省①）

○日雇労働者等技能講習事業（厚生労働省②）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、辻専門委員

（厚生労働省）

① 職業安定局派遣・有期労働対策部 外国人雇用対策課 久知良課長

② 職業安定局派遣・有期労働対策部 就労支援室 下角室長、木下室長補佐、今野就
労支援係長

（事務局）

新田参事官、小八木参事官

(厚生労働省①入室)

○尾花主査 それでは、ただいまから第416回入札監理小委員会を開催します。

本日は、外国人就労・定着支援研修事業、日雇労働者等技能講習事業の実施状況及び事業評価（案）についての審議を行います。

最初に、外国人就労・定着支援研修事業の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に実施状況について、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部外国人雇用対策課、久知良課長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いします。

○久知良課長 厚生労働省の外国人雇用対策課長の久知良でございます。本日はよろしくお願いたします。

私のほうから、審議対象の1つ目の事業、外国人就労・定着支援研修事業の実施状況について説明申し上げます。資料1をごらんください。

まず、事業の概略を簡単に説明させていただきます。少子高齢化が進展して労働力人口が減少傾向で推移する中で、人手不足産業、それから成長産業などの人材不足の問題というのが報道でもされておるところでございます。このような中で最近マスコミ等によく報道されるのは、外国人労働者の受け入れの問題というのが注目されるわけでございますが、一方で、国内に外国人の方で現に合法的に働ける方が多数住んでいらっしゃるわけでございます。この事業というのは、そのような国内に住む定住者、定住外国人の方について就職を支援するという事業でございます。

そのような外国人の方というのは、入管法の在留資格上は仕事につく上では特段の制限がないということで、日本人と同様にどのような仕事にもつけるということになってございます。我々のように国家公務員とか、特殊な国籍制限があるケースは別ですが、基本的には日本人と同じようにいろんな仕事につけるという方でございます。ただし、ほんとうに仕事につこうと思えば、日本人と同様に企業に行って面接を受けなきゃいけないわけございまして、そのときに何が一番ネックになるかといえば、やはり日本語のコミュニケーション能力でございます。日本の企業の実態からいって、ごく一部に英語を社内の公用語にしているような企業がございすけども、圧倒的多数の企業は、社内の公用語は英語ではなくて日本語でございますし、また、顧客とのコミュニケーションも、通常は日本語で行われるというのが我が国の社会の実態でございます。そのような中で、このような外国人の方を就職に結びつけるためには、やっぱり日本語のコミュニケーション能力をしっかりとつけてもらうということの中核といたしまして、それに我が国の労働法令ですとか、雇用慣行ですとか、労働保険制度・社会保険制度についての知識などもあわせて修得をしていただいて、そのような研修を実施することによりまして、外国人の方々にしっかりと就職をしていただく、それが、ひいては企業の側からすれば、人手不足産業とか成長産業などでの人材の確保ということにもつながると。そういうことを目的としているのが、こ

の事業でございます。

事業の内容についても簡単に説明を申し上げます。ここに書いておりますように、流れとしては、事業者のほうで研修のカリキュラム、研修実施計画・コースを策定して、研修コースを実施し、進捗管理をし、研修の実施結果を報告するという一連の流れでございます。研修のコースということで、(1)のところにありますように幾つか基本コース、これが一番簡単なコースでございます。その上に、日本語資格準備コースというのがございまして、さらに難易度の高いものとして、専門コースということで介護コース、就労準備コース、職業訓練準備コースという5種類のコースがございます。これは、研修の実施地域ごとに、その地域の実情に応じて5つのコースの中から選択するというところになっております。

この事業の実施期間につきましては、今回、平成27年4月1日から平成29年3月31日までということで、2年間の事業として行っているところでございます。

受託者につきましては、次のページになりますけれども、一般財団法人の日本国際協力センターというところがやっておるところでございます。

受託者の決定の経緯でございますが、今回入札参加者2者、ちなみにこの前段階での説明会に来たのは6者だったんですが、そのうちの2者から提案書が提出されたわけでございます。これを、外部有識者を委員に含めた審査委員会において審査した結果、いずれも評価基準を満たしているということを確認したところでございます。入札価格につきましては、平成27年3月2日に開札いたしまして、いずれも予定価格の範囲内の価格が提示されていることを確認したところでございます。以上から総合評価を行った結果、上記の一般財団法人日本国際協力センターを落札者としたところでございます。

次に、確保すべきサービスの質の達成状況と評価でございます。確保されるべきサービスの質に関する要求水準ということは、書かれておりますように、閉講時に受講者に対してアンケートを実施するわけでございますが、各設問におきまして「満足」、「やや満足」と回答した者の割合が90%を上回るというところを要求水準といたしております。

評価につきましては、個々には説明いたしません、いずれのコース、いずれの項目につきましても、「満足」と「やや満足」と回答した者の割合は、合わせて90%を上回るという結果を得られているところでございます。

続きまして、3の業務の履行状況でございます。先ほどのような業務内容に対応して、履行状況と評価を一番右の欄に書かせていただいております。研修カリキュラムとか実施計画、コースの設定につきましては、基本的には自治体ですとか労働局との連携のもとで地域のニーズ、雇用情勢に応じて実施計画、研修コースの策定を行っていただいたというふうに評価しております。特に、事業者側の自主的な工夫ということでいえば、研修コースの設定におきまして——この研修は今仕事のない人と働いておられる方、両方とも受講対象にはいたしております——在職中の受講希望者が多いような地域ですと、昼間にやるとなかなか受講が難しくなるということがありますので、そういうところでは、夜間の開講

をすとか、あるいはシフト制ということで、工場で昼夜のシフトでやっていることになると、昼夜どちらか一方だけ設定すると、どちらかのシフトの方が受けられないということになりますから、同じ内容の研修を昼と夜に2回コースでやるとか、そういう工夫をされているところをごさいますて、できるだけ多くの方が継続的に受講されるような配慮がなされているというふうに思います。

それから、研修コースの実施・進捗管理ということにつきましても、日本語講師とか会場の確保というのは、なかなか地域によっては簡単ではごさいますせんが、そういう中で、仕様書を上回る数のコース数、研修参加者を達成したということは評価できるものだと考えております。進捗管理につきましても、非常に適切に管理をされておりまして、適宜厚生労働省への情報提供が行われているということをごさいます。

それから、研修の実施結果の報告をごさいます。毎月末に地域別のコースの実施状況、それから仕様の達成度合い、参加者の属性とかコース修了後の就職状況、満足度、詳細な実施状況の報告という点について我々のほうに報告があったということで、これは評価できると考えております。また、定期的なミーティングのほかに、必要に応じまして厚生労働省と直接打ち合わせを行うことによって、常にサービスの改善に努めてきたということで非常に高く評価しておるところをごさいます。

続きまして、実施経費の状況と評価をごさいます。本事業の落札金額は、9億2,400万ぐらいなわけですが、これは平成27年度と28年度の2年契約についての契約金額をごさいます。したがって、市場化テスト導入前は単年度契約をごさいますので、最後の年の平成26年度と比較をするということになるわけをごさいます。その際には、1年分にして比較をする必要をごさいますので、平成27年度分の経費ということでこれを半分にすると、4億6,200万ぐらいになります。市場化テスト導入前の最後の年である平成26年度につきましては、(2)にありますように4億8,800万程度ということでごさいます。これを単純に比較した場合には、26年度の所要金額と27年度の契約金額との比較でいうと約2,600万強の削減ということになってごさいます。これを経費削減率として見ると、5.4%ということをごさいます。ただ、内容において平成26年度と平成27年度には違いをごさいます。平成27年度は、研修の規模を拡大しておりまして、実施地域数、実施コース数、それから受講者数はいずれも増加しておりますので、それも踏まえた比較というものもやっっていかなければいけないということをごさいます。

それを踏まえた比較が、この下の表をごさいます。契約金額を単純に比較すれば、経費の削減率が5.4%ということをごさいます。1地域のコストということで比較をいたしますと、地域の数が74地域から83地域に増えておりますので、経費の削減率は15.6%をごさいます。それから、実施コース数ということで比較いたしますと、コースが212から247に増えておりますので、経費削減率は18.8%となります。受講者数でいいますと、3,188から4,106ということが増えておりますので、1人当たりのコストで見ると経費の削減率は26.5%になるということをごさいます。

続きまして、5の業者からの提案による業務の実施状況でございます。民間業者からの提案によりまして、研修修了後の公共職業訓練移行実績ですとか、国籍別の受講者数の調査分析を行っているところでございます。これを行うことで、事業実施状況のより細やかな把握が可能となると同時に、今後に向けてより効果的な事業計画を策定することも可能になっております。

まとめでございます。1番目の全体的な評価といたしましては、これまで説明させていただいたとおり、サービスの水準について、利用者からも高い評価を得ておりますし、業務の履行状況ということでも、私どもからも高く評価をしているところでございまして、円滑に委託事業を実施しているものと考えております。

次に、今後の事業をどうしていくかということを検討する際にポイントとなる事項について、若干説明をさせていただきます。1つ目に、実施期間中、この受託民間事業者が業務改善指示を受けたり、あるいは業務に係る法令違反行為等を行ったという実績はございません。2点目でございます。仮に、この事業が市場化テストを終了した場合に、評価はどうかということでございますが、省内に設置されております雇用保険2事業懇談会という場におきまして、使用者の代表から事業の実施状況について評価を受けることを予定しております。3番目に、これは先ほど申し上げたとおりでございまして、本事業入札は2者からの応札がありまして、競争性は確保されております。それから、4番目につきましても、先ほど申し上げたとおりでございまして、達成目標はちゃんと達成しておるということでございます。5番目が経費の面でございますが、先ほど申し上げたとおりで、従前から相当の削減効果を上げているというふうに考えております。

このようなことでございますので、本事業につきましましては、市場化テストを終了する基準を満たしていると考えておりまして、良好な実施結果を得られているということでございますので、今後の事業に当たりましては、市場化テストを終了して、厚生労働省の責任において行うこととしたいというふうに私どもとしては考えております。もちろん市場化テスト終了後も、これまで本委員会における審議を経て、厳しくチェックをされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続、情報開示に関する事項等を踏まえた上で、引き続き法の趣旨に基づきまして、厚生労働省みずから公共サービスの質の向上、コストの削減等を図る努力をしてまいりたいと考えております。

どうぞご審議のほどよろしくお願いいたします。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして、同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いいたします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 総務省の評価（案）について、資料Aに基づいてご説明いたします。

まず前半部分については、厚労省の説明と重複しますので2ページ、4番、評価のまとめ以降をごらんください。業務の実施に当たり、民間事業者が確保すべき質については、要求水準を全て満たしておりました。また、民間事業者の提案により、業務の質がさらに

向上する取り組みが行われております。実施経費についても、単純比較で5.4%、受講者1人当たりで26.5%の経費削減が達成されておりました。

今後の方針としては、本事業は市場化テスト1期目でございますが、全体を通して以下のとおり良好な結果となっており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。

資料1の2ページ目でございます。受託者決定の経緯のところ、先ほど説明会には6者参加なさったと伺いましたけれども、今回入札しなかったほかの者というのは、どのような業態の会社さんだったのでしょうか。

○久知良課長 入札した上で今回落札できなかったほうの者ということですね。

○辻専門委員 そうですね。

○久知良課長 それは、名前を言うわけにはいきませんが、全国規模で日本語学校等を展開しておられる業者さんということでございます。

○辻専門委員 残りの、説明会には来ただけけれども入札しなかった方々は、どのようなタイプの方々ですか。

○久知良課長 この場で直ちに解答できないようなので、また後ほど資料としてご提出ということによろしいですか。

○辻専門委員 お願いいたします。

それで、説明会には来ただけけれども入札しなかった方々には、何かインタビューとかをして、何で入札しなかったんですかと、そういうことは伺っているのでしょうか。

○久知良課長 今回の27年度、28年度の入札の説明会参加者には聞いていないんですが、実はこの事業はその前も単年度の事業としてやって、その際に来た説明会参加者で、入札に参加しなかったというところについて、過去に聞いた例がございます。そのときにあったのは、事業規模が大きかったことと、ちょっと事業の専門性が高かったというようなことが理由だったということがあったようでございます。

○辻専門委員 専門性というのは、単なる日本語教育以外に職業訓練という部分、介護士の訓練とかですか。そのあたりの対応が困難であるという話ですか。

○久知良課長 日本語はもちろん学ばなければいけないわけでございますが、その他、やっぱり基本的には就職に結びつけなきゃいけない事業ということでございますので、職業訓練を受けるに当たって必要な日本語だったり、会社で働くに当たって必要な日本語だったり、介護の現場についていくのに必要な日本語だったりというような内容があるということでございます。

○辻専門委員 ですと、済みません、実施要項をまだ拝見していなくてお恥ずかしい限りなんですけれども、今回の実施要項では、入札した方が、専門性が高い、例えば介護の現場で使う難しい医療用語とか、その辺の難しい単語の部分、そのあたりの処理に関しては外部の方をお願いする、つまり再委託をするということは許されていたのでしょうか。

○久知良課長 今確認をさせていただいております。

○辻専門委員 その間にもう一つ質問よろしいですか。

○久知良課長 はい。

○辻専門委員 同じく資料の3ページ目、こちらの下の方に表がございまして、コースの数が増えていたりとか、受講者数が増えていたりとかがあるんですけども、この表だけからはわからないなと思ったのは、いわゆる時間数ですか、ひよっとすると全体の受講者のレクチャーの時間が減って、そのかわりコースの数が増えているのかなとか、そういう現象もあるかなとも思ったんですけども、時間数を把握なさっているのでしょうか。

○久知良課長 それぞれのコースでの時間数というのがもうあらかじめ定まっております、特に今回コース当たりの時間数を減らしたとか、そういう変化をやったというわけではなくて、基本的には、コースとしては従来のコースという、内容的には同一のコースでやった上で参加者等が増えたということでございます。

○辻専門委員 コースについては、もう定型的にこの時間数、1こま何時間で全部で10こまやってくださいとか、そんな感じで厳格に決められているイメージで合っていますでしょうか。

○久知良課長 先ほど幾つかコースを紹介申し上げましたが、基本的な一番下のコースであれば例えば何時間とかというところがもう定まっているということでございます。

○辻専門委員 なるほど、わかりました。

それから、効果測定、どんな効果があったかという部分に関しては、受講者さん、受講なさった方が受講した直後に、満足したかどうかというアンケートをとって、優秀な結果が出ていると思うんですけども、その後の、多分今回の企画の究極的な目標である就労に結びついたかという部分なんですけれども、資料によると、公共職業訓練移行実績とか、そのあたりのデータをとっているようなんですけども、そのあたり何か就労に結びついたということがうかがい知ることができるような手がかりになるデータで、今この場でお示しできるデータとかというのはお持ちでしょうか。

○久知良課長 ものすごく正確な数字ではないのですが、例えば27年度にこの研修を受けて修了された方で、就職できた方とか訓練に行った方、進学した方、就職がまだできていない方というようなものはっております。大体、就職できた方というのが半分ぐらいということでございます。そのほかに1割強の方は、もともと職があつて在職をしていて、それでもってそのまま引き続き在職をするという方、それから、その他少し、訓練に行くとか進学するとかといったような方がございます。それを全部合わせると、大体3分の2ぐらいは何らかの形で次につながって、3分の1ぐらいが未就職の状態ということござ

います。日本人を対象にしているとすると、3分の2が就職で3分の1が未就職だと、それはちょっともの足りないなという感じが私としてもあるんですが、やっぱり外国人で、もともと日本語能力が低いという状況からスタートしたことを考えると、現に前の年なんかと比較をしても、前年度は就職できた方というのが三十何%だったのが四十何%になっているという前進も見られますので、かなりいい線を行っているのではないかというふうに思っております。

○辻専門委員 おそらく今後この実施要項の中に、受講者さんの満足度だけではなくて、より直接的な就労の数とかを入れるのもあり得るかなとは思いつつも、やっぱり経済動向とかによってかなりそのあたり左右されちゃって、受託者さんの帰責性がないところで数字が動くということもあると思うので、多分就労実績を効果測定の対象にすることは難しいとは思いますが、ただ、今伺ったお話というのは、なかなかまさにこの事業の目的の部分がどうなっているのかということを実に示す情報だと思いますので、できれば今おっしゃっているような情報を今後も公表していただけるとよろしいのかなと思いました。

○久知良課長 わかりました。

先ほどの再委託についてでございますが、要綱上禁止しておりますのは、事業実施に当たってその全部について一括して再委託を行ってはならないということは禁止しておりますけれども、一部の再委託ということであれば、一定の要件のもとでは認めているということでございます。

○辻専門委員 そうすると、先ほどの専門的な部分については、再委託しようと思った方がいた場合には一応可能ではあるということなんですね。

○久知良課長 そのようになっております。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 よろしいですか。私から1点だけ。

いただきました資料の3ページ目、3の業務履行状況の中で、自治体や労働局と連携しているいろいろとやりなさいということで実際にそうやっていると示されていて、その中で例えば夜間開講を増やすとか、あるいは先ほどもちょっと話されていましたがコース数が増えているといったようなことがあるんですが、これは、事業者さんの自主的な創意工夫によってやられているものなのか、それとも連携の中で自治体や、あるいは労働局のほうからそれをお願いというのはおかしいかもしれないですけども、こうしていただきとかしているのか、どちらなのかということをお教えください。

○久知良課長 基本的な流れで言いますと、やっぱり現地のニーズというのを一番よくわかっているのは自治体とか労働局なので、そういうニーズをまず自治体、労働局の側が実施主体の側にぶつけるという形になり、それをぶつけた形で、いかにニーズに合うようにやっていくかということをお事業主体のほうで考えるという流れの結果としてこのようなことになっていると思っております。

○浅羽副主査 そうしますと、事業者さんが必ずしもこれを望んでこのような形になったとは限らないと？ いろいろと連携をしていく中で、こういうのが必要だと判断の上でこういうような結果になったと？

○久知良課長 そうです。少なくともベースになる必要性の判断というのは、自治体とか労働局のほうで持っている情報がベースになりますので、それをベースにしてどうやったらいいかというところが、その事業者の判断になるということでございます。

○浅羽副主査 ここでコース数などが増えると、当然コストが増すとか、あるいは夜間開講をやったら多分コストが増すだろうと容易に想像がつくんですけども、それは事業者さんのほうで、嫌だとか、あるいはやったことにおいて別に何か出してくれとか、そういうようなことにはならないものなんでしょうか。

○久知良課長 今までの実績からすると、特にそれをやったからといって何か追加的にこっちから出してくれという話になっていないので、ある意味、全体の事業の中で効率的にそれを見込んでやっている状況にはなっているということでございます。

○浅羽副主査 そうしたことは、予見可能性として仕様書等である程度読めるものなんでしょうか。

○久知良課長 一応仕様書の中で、ニーズを踏まえて多様なコースの設定をするということまでは書いておるので、あとはニーズに基づいて多様なニーズをどういうふうにコースに反映させるということが事業者側の判断になっているという構図になっているということでございます。

○浅羽副主査 新しい事業者さんが入ったときに、従来からそういうものだとわかっていればいいんでしょうけれども、そうじゃないときに、いや、ちょっと待てよというようなことになったらかえって問題かなと思ったんですけども、現実にうまくいっているので、それはもちろんよしとすべきなんでしょうけれども、ただ、ここはやはりいかにして競争性を確保し、でもそれでいて事業をちゃんとやっていくというその両方を求めなければいけない場だと思いますので、そここのところを今のようなやり方で果たしてどうなのかなとちょっと考えてみましたので。もちろんこれは終了プロセスでいいということですけども、ということでご要望されていますが、そこら辺もクリア、こうなっていくとよりよくなるのかなと思うんですが。

○久知良課長 今後事業を展開する上で、その観点は我々としても検討していきたいと思えます。

○尾花主査 2点教えてください。

省内に設置された雇用保険2事業懇談会というものを設けられるということだったんですが、これの構成メンバーは使用者代表ということで、本事業に対して利害関係があるように感じますが、そういうことでよろしいですか。

○久知良課長 基本的に、もともと雇用保険2事業懇談会というのは厚生労働省の中に設置されている懇談会でございます、雇用保険2事業というのは、雇用保険の財源を使っ

て各種事業をやっておるわけですが、雇用保険というのは、給付に係る部分は労使半々で負担しておりますけども、雇用保険2事業という、事業をやっている部分の負担者は使用者側、使用者が全額負担するということで、自分らが出したもののチェックをするというのがこの懇談会です。実際に使用者代表といいましても、それらの方々というのは、基本的には例えば日本経団連のあるセクションの長だったり日本商工会議所さんのあるセクションの長だったりということで、個々の企業の方がいるとしても、それはそういう経済団体のある役職についている立場として出てこられているということになりますので、直接的に本事業と利害関係を有する者が評価に当たる場面というのは考えにくいかなと思っております。

○尾花主査 わかりました。一般的な運用でいきますと、こういった評価委員会等は、極めて中立な立場の学者や会計士等の方を何名か入れることがあって、それをもってして事業全体を評価しようという発想でつくられているかと思うんですが、あえてそういった一般的な構成をとらなかった理由というのはございますか。

○久知良課長 もともと雇用保険の懇談会ができた時代というのは、多分私も入省していないぐらいの時代ですが、当時は雇用保険3事業と言っていたんですが、そもそもの発想としては、基本的には財源を出している人が、その使われ方について厳しいチェックを行うという発想でやってきていることで、メンバーを使用者代表としているというのがこの懇談会のそもそものルーツから来る構成員の考え方でございます。

○尾花主査 とすると、評価の第三者性、中立性等は、このメンバーで確保できているというお考えと承って大丈夫ですか。

○久知良課長 はい、そのように考えております。

○尾花主査 わかりました。

ではもう1点ですが、もう1者、応札があったということでしたが、その1者の総合評価点といたしますか、従来の方と明らかに競争相手になるような競争者だったんですか、それとも全く無理だったんですか。

○久知良課長 実際にはかなりいい争いをしたということのようでございまして、全くすぐどっちかに大差がついたというわけではなかったということでございます。

○尾花主査 わかりました。

実施要項を審議しているときに、全国1者で受託事業者さんを募ろうとしているが、さらなる競争性を促進するにはその方式はどうなんだろうかという議論を多分されたと思うんですが、今回やってみまして、その点についてはどのようにお考えですか。というのは、9億という非常に大きな事業で、全国で事業展開されていて、かつやっている事業も専門コースと基本コースであり基本コースは日本語学習なので、それは別段全国同じことをやらなくてもいいような気もするので、その点についてはどのような評価をお持ちでしょうか。

○久知良課長 おっしゃるとおりで、幾つかコースがあって、コースごとというよう

ことも考え得るんですが、そのためには、私ども最初の時点で各地域でどのようなコースがどれぐらい必要かというのが、ある意味まっさらな状態から事業としてスタートをして、そこを事業者となる方とその地域の自治体、労働局を含めてそのニーズを踏まえて、どのコースで行くかということから設定するという構図にしておるところでございまして、そこを我々厚生労働省自身が引き上げてやるということになると、わざわざ委託して事業をやっているという趣旨とはまた反してくることもございますので、その部分を含めて、まずはニーズを拾ってコースを設定して、どの地域でどれぐらいのコースが必要でということも含めてセットであるということを考えて、この事業については、全国的に展開をして1つのところでやるということがかなり効率性を高めていると考えておるところでございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

それでは時間となりましたので、外国人就労・定着支援研修事業の事業評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○久知良課長 どうもありがとうございました。

（厚生労働省①退室・厚生労働省②入室）

○尾花主査 続きまして、日雇労働者等技能講習事業の実施状況及び事業の評価（案）について審議を行います。

最初に実施状況について、厚生労働省職業安定局派遣・有期労働対策部就労支援室、下角室長よりご説明をお願いしたいと思います。

なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○下角室長 職業安定局の下角でございます。よろしくお願いたします。

済みません。それでは、事前にお配りしております資料に基づいてご説明をさせていただきます。

初めに本事業の概要を説明させていただきます。1ページをご覧くださいと思います。(1)にございますとおり、本事業は、日雇労働者、ホームレス、それから住居喪失不安定就労者、これは安定した居住の場がないということで、インターネットカフェなど終夜営業の店舗に寝泊まりしながら不安定な雇用形態で就業している方でありまして、ホームレスになるおそれがある方ということでございますけれども、こういった方々に対して、民間教育訓練機関等を活用して技能労働者として必要な知識、技能を習得、あるいは向上させる、そういった講習を実施することによりまして、その方の就業機会への増加を図る

ことを目的としたものでございます。本事業は、厚生労働省から民間団体に委託をして実施しておりますけれども、民間団体では、対象者の就業の可能性を高めると同時に、常用雇用等により安定した雇用への移行の促進に資する技能を身につけさせるための講習の企画であるとか、あるいは対象者の募集、人選、それから個々の技能講習実施機関の選定と調整、対象者の送り込み等の業務を行っていただいているところでございます。受講修了後につきましては、各地域のハローワークにおいて就職支援を行うということになっておりまして、受託事業者については、ハローワークが行う職業相談、あるいは求人情報の提供、こういったものを見据えて事業を実施していただくこととなります。

実施地域ですけれども、日雇労働者等の対象者が集積しております大都市に限定し、東京、神奈川、愛知、大阪、福岡の5地域で実施してございます。東京と大阪につきましては、ご案内のとおり日雇労働者の集積地域がございまして、これらの地域に固有の労働市場というものが存在しますので、これら2地域においては、日雇労働者を対象とする講習と、都府県全域を対象にホームレス、あるいは住居喪失不安定就労者を対象とする講習を分けて委託を実施しておりまして、全部で5地域、7ブロックで実施をしているものでございます。

なお、平成26年以前につきましては、企画競争による随意契約で契約をしてきたところでございまして、27年度の事業実施から総合評価落札方式による一般競争入札を導入したところでございます。

(2)に、受託事業者決定の経緯を記載してございます。入札の実施に当たっては、各ブロックそれぞれ1者から入札の参加を受けまして、それぞれの企画書について総合評価を実施いたしました結果、事業番号1から7にあります事業者を落札者としたところでございます。

なお、契約期間は(3)のとおり、平成27年4月1日から平成28年3月31日までということになってございます。

受託事業者ですけれども、各地域の求人状況等の実情を踏まえて講習を設定することとなりますけれども、主な講習内容といたしましては、建設工事に必要なショベルカー、あるいは荷積み作業に必要なフォークリフトなどの免許取得であるとか、清掃業務に必要なハウスクリーニングの知識・技能、あるいは介護関係の講習といったものも実施しているところでございます。講習の明確な認定基準というものはございませんけれども、熟練技能や十分な職業能力を持たない日雇労働者等が短期間の講習で就業可能になるものということで実施してございまして、その期間は、大体数日から1週間程度のものが大半を占めているところでございます。

次に2ページの2でございます。確保すべき質の達成状況及び評価でございまして、実施要領において、本業務の達成目標としてございまして受講者の満足度、それから講習受講者数についての達成状況をご説明申し上げます。

まず、(1)でございまして、受講者の満足度についてでございますけれども、これについ

ては、受講修了者全員にアンケート調査を実施いたしまして、今後仕事に就く場合、あるいは就職活動を行う上で必要となる能力（技能）の向上に役に立ったかという質問に対し、「役に立った」という旨の回答が95.5%と、目標の90%を上回って高い評価を得ることができたところがございます。

続きまして、(2)の講習受講者数についてでございます。3ページの表にありますように、27年度の講習受講者数は合計で2,187名ということで、目標数2,305名の94.4%ということでございまして、本事業全体としては、おおむね目標を達成したというふうに考えておりますけれども、これを地域別に見ますと、一部の地域において目標を下回っております。下の図1をご覧くださいいただければと思います。日雇労働者、それからホームレスの数は年々減少傾向にございまして、平成24年1月時点の2万9,461名に対しまして、28年は2万2,213名ということで、約7,000名減少してございます。この減少に伴って、本事業の受講者目標数も年々減少させておりまして、これは図2にございますように、平成24年度の3,266名に対して、27年度は2,305名、28年度は2,180名とさせていただいているところでございます。それから、資料としてはお出しをしてございませぬけれども、一般的な日雇労働者、あるいはホームレスも高齢化が進んでいるといったような状況もあると考えておりまして、こういった中で今回実施率が大きく落ち込んだ2地域につきましては、主な対象者の一つでありますホームレス自立支援施設の入所者につきまして、施設の閉鎖、あるいは定員の削減といったようなことが影響いたしまして、十分な対象者を確保できなかったという事情がございます。

続きまして4ページの3でございます。経費削減効果についてご説明を申し上げます。

(1)の表をご覧くださいいただければと思います。総合評価落札方式による入札の実施前の26年度の委託費、それから実施後の27年度委託費の支出実績を比較したものでございます。合計で18.5%の減少ということになっております。

(2)に受講者1名当たりの経費を掲載しております。表の中ほどになりますけれども、27年度は11万8,019円、それから平成26年度は11万2,989円ということでございますので、5,030円、比率にして4.5%増加している状況にございます。経費のうち事業の管理に関する経費、いわゆる管理費につきましては、固定経費を含むということでございまして、実績の増減に影響をされにくいという面がございます。また一方で、事業費につきましては、実際の受講者数にリンクするものでございまして、こうした観点から、受講者1人当たりの経費について人件費、管理費、それから事業費に分けて計算した上で受講者数にリンクする事業費について見てみますと、前年度比で約7%削減ということを確認することができます。

続きまして、4ページの4をご覧くださいいただければと思います。民間事業者の創意工夫と改善実施事項についてまとめてございます。受託した民間事業者の独自の取組として、1つは福祉事務所、公共職業安定所等を交えた打ち合わせを毎月1回は実施する、あるいは技能講習受講前後に受講者に対するコミュニケーション能力、履歴書の書き方といったセ

ミナーを実施する、それから、支援対象者の就労日程に合わせた講習日程の調整を行うといったような取組によりまして、ニーズの高い職種に関連する技能講習の企画であるとか、あるいは対象者が受講しやすい環境整備といったものに努めているところでございます。

続きまして5ページの5をご覧くださいいただければと思います。全体的な評価ということでございます。

まず、個々の目標事項の実施状況でございますけれども、(1)の②をご覧くださいいただければと思います。本業務の調達に当たりましては、厚生労働省の内部におきましても既に外部有識者等で構成されました労働保険特別会計公共調達委員会というものを開催いたしまして、この中で契約方法の妥当性等について審査を行っていただいております。それから、本業務の原資となります雇用保険料をご負担いただいている事業主の代表として経団連、あるいは日商等の事業主団体と、定期的に「雇用保険二事業に関する懇談会」というものを開催いたしまして、負担者の目で厳格な目標管理、それから評価を行っていただいているところでございます。

③のアは、平成27年度の入札状況を記載してございます。本業務の入札に当たっては、複数者が入札できますよということで、グループによる入札参加を可能にすること、それから、入札スケジュールを1カ月程度前倒しし、十分な準備期間を確保すること等々の改善を行ったところでございます。こういう取組によりまして、入札説明会には11者の参加を得ることができましたが、結果的に5都府県7ブロック全てにおいて1者入札になったところでございます。また、イに記載しておりますように平成28年度におきましても、引き続き入札関係資料を点検いたしまして、ディスインセンティブ規定の削除などなど、可能な限り改善を行ったところでございますけれども、こういう取組にもかかわらず入札説明会への参加者は、27年度に比べて3者減の8者にとどまりまして、また全てのブロックにおいて1者応札という結果になったところでございます。こうした状況につきましては、別添の資料をご参照いただければというふうに思っております。1枚紙を添付させていただいておりますので、こちらをご覧くださいいただければと思います。

それから、④の経費削減状況でございますけれども、これについては、先ほどもお話ししたとおりでございますけれども、委託費の実績ベースで18.5%の減となっております。また、受講者1人当たりの経費は4.5%の増となっておりますけれども、固定費を除く事業費のみでは約7%削減ということになっているところでございます。

それから、⑤の質に係る目標達成状況についてですけれども、これは一部の事業者で受講者数の目標が未達成ということでございましたけれども、先ほどお話を申し上げましたとおり、自立支援センターの閉鎖など、やむを得ない事情もあったことをあわせて考えますと、全体としてはおおむね目標達成しているというふうに考えているところでございます。

続きまして(2)として全体的評価を記載してございます。本業務の実施に当たっては、複数者による入札が行われるように参加資格の緩和、あるいは情報開示等、可能な限りの

改善に取り組みまして、説明会には複数者の参加をいただくことができましたけれども、結果的には、民間競争入札実施前と同様1者応札という状況になってございます。

受託事業者ですけれども、事業実施に当たりまして、対象労働者が年々減少する中で十分な講習受講者を募集・確保する、あるいはその業務を実施するといったことが求められているところでございます。そういう中で、日雇労働者等の特性をしっかりと熟知するとともに、対象者の講習受講中の住宅、あるいは健康医療、福祉等の各分野について豊富な知識、経験がますます必要とされているところでございます。こういった日雇労働者等に対する支援の特殊性からいたしますと、多くの事業者に応札いただくことはやはり難しい面があるというふうに考えております。実際に入札説明会に参加をいただいた事業者で、入札を辞退された事業者にその理由を聴取したところ、1つは、対象者の特殊性から周知、あるいは募集といったことが難しい、それから、自社のノウハウの活用が難しいなどなどの意見をいただいております、やはり日雇労働者の支援に関する特殊性といったものが影響いたしまして1者応札というふうになっているものと考えております。

それから、複数年度契約につきましても検討を行いましたけれども、先ほどお話を申し上げましたとおり、本業務は、これまで対象者である日雇労働者等の数に応じて事業規模を見直してきておりまして、複数年度契約を行った場合、こうした柔軟な見直しができないということで、かえって効率的な事業実施が妨げられる可能性があるということで、導入はなかなか難しいのかなというふうに考えているところでございます。

こういったことを踏まえまして、7ページの6でございます。今後の業務をごらんいただければと思います。本業務につきましても、これまでも可能な限りの見直しにもかかわらず、27年度、それから28年度ともに1者応札が続いている状況でございます。本業務の実施に当たっては、やはり受講者が抱える住宅、あるいは保健医療、福祉等の問題に配慮ができるノウハウがない場合には、受講者の確保が難しくなるというふうに考えておりまして、実際、社会福祉士の雇用などによって対処をしている事業者などもございました。1者応札が続く原因といたしましては、こういった日雇労働者等への支援の特殊性といったものが影響していると考えておりまして、これまで講じてきた取組は今後とも継続してまいりますけれども、今後、多くの事業者に応札いただくというのは、やはり非常に難しい状況にあるのかなというふうに考えているところでございます。

このため、本業務につきましても、終了プロセスへ移行させていただきまして、厚生労働省の責任におきまして実施することとさせていただければというふうに考えているところでございます。なお、この場合におきましても、これまで講じてきた取組については継続をしながら、厚生労働省内での取組でございます外部有識者等によって構成された労働保険特別会計公共調達委員会での契約方法の妥当性の審査であるとか、あるいは雇用保険料を負担いただいている事業主団体との懇談会における目標管理、事業実績の評価、こういったものを継続して行う中で、公共サービスの質の向上であるとか、コストの削減を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

こちらからの説明は以上でございます。よろしくご審査をお願いできればと思います。

○尾花主査 ありがとうございます。

続きまして同事業の評価（案）について、総務省より説明をお願いします。

なお、説明は5分程度でお願いします。

○事務局 では、総務省より同事業への評価（案）を説明します。資料Bをごらんください。

事業の概要については、今、厚労省からご説明がありましたので割愛させていただきます。

3ページをごらんください。4、評価のまとめから説明します。業務の実施に当たり民間事業者が確保すべき質については、講習の評価については目標達成していますが、一方、講習受講者数については、目標を下回る事業がありました。減った原因についてですが、こちらはご説明もありましたとおり、対象の事業が主な対象者の一つとされているホームレス自立支援センター入所者に関連し、同施設の閉鎖、定員削減、日雇労働者及びホームレスの減少が考えられ、事業者の責に帰すものではないと報告されております。

経費については、事業全体では18.5%削減されていましたが、受講者1人当たりの経費では4.5%の増加となっております。この理由としては、受講者数が減少したことで固定費が相対的に増大したことが挙げられます。変動費である事業費においては、受講者1人当たり7.2%削減されてはいます。

一番の問題ですが、競争性について1社応札が続いており、課題が残るところです。原因においてですが、先ほどご説明もありましたとおり、日雇労働者等の特性を熟知し、住宅、保健医療、福祉等の各分野について知識を持った人材の確保が必要であること及び対象者が年々減少しており、事業が縮小傾向であることにより参入をちゅうちょしているおそれがあるほか、現状の契約が単年度であり、新規参入の投資回収が困難なこと、委託費の用途について制約があり、実費精算であるため民間事業者の創意工夫の発揮余地が少ないことが参入障壁となっているものと考えられます。

この2点についてですが、厚生労働省から見解が示されましたので、こちらをまとめました。

①ですが、景気動向に左右されやすい日雇労働者等の実情に応じて事業規模等を見直すことが政策上求められるため、単年度契約で実施してきたということで、先ほどもご説明がありましたとおり、複数年契約については、柔軟な見直しによる効率的な実施が妨げられる可能性があることから慎重に検討する必要があるということです。法期限というのも平成29年8月に迫っておりまして、直ちに複数年化を実施することは不適當であるということでした。

②、単価契約の導入も考えられるものの、対象者の経験や能力を踏まえ受講させる必要があり、また講習科目ごと、地域ごとに経費の違いがあるため、単価の設定及び適切な事業計画の策定について事業者へ過度の負担となるおそれがあるということです。また、事

業者が受講者の適正に反して、利益率の高い科目へ誘導を行う可能性があり、質と価格の両面から単価方式の導入は不相当であるという見解が出されました。このような見解を踏まえると、競争性の確保に向けて改善の余地が残されないものと総務省としても判断せざるを得ません。

5、今後の方針です。これまで本事業については、2回の民間競争入札を実施し、さまざまな入札改善策が講じられていますが、対象者減少に伴う事業規模の縮小、専門知識を要する業務の特殊性、関連法の期限等の要因から、市場化テストの実施だけではさらなる改善が見込まれない事業であると考えられます。

以上のことから、本事業については、市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針（2）の基準により、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えます。市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で、厚生労働省がみずから公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと考えております。

以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価（案）について、ご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。

資料2の4ページ目でございます。4ページ目の真ん中（2）にある表の見方に関しては念のためお伺いしたいところなんですけれども、（2）の表の実施経費、平成27年度とあって、まず合計額が約2億5,800万円ぐらいあるかと存じます。この合計額のうち事業費と書かれている部分がございます、これは大体1.4億円、1億4,200万円ぐらいでしょうか。この事業費の中身なんですけれども、これはホームレスの方々を探してきて、おそらく訓練をする学校かどこかに入れると思うんですけど、この事業費というのは、訓練校にお支払する金額という理解で合っていますでしょうか。

○下角室長 はい、そういう理解で結構でございます。あと、その学校に入れるためにいろいろ、日雇の方と面談をしたりする、旅費を使って出かけていってというような事業もありますので、そういったものも含めて事業費に計上しているところがございます。

○辻専門委員 管理費というのは、具体的にどんなような使われ方をするのでしょうか。

○下角室長 管理費は、この事業を請け負っていただくんですけれども、この業務を行っていただく例えば事務所経費であるとか、あとはコピー、パソコンであるとか、そういう事務機器を借りていただくような経費、これが管理費ということで計上されています。

○辻専門委員 わかりました。

それから2点目、5ページ目でございますけれども、この事業は、今後は雇用保険二事業に関する懇談会というところが内容を審査なさるという方向で合っていますか。

○下角室長 これについては、もう既に二事業懇の対象になってございまして、そこで審査をいただくという形を既にとっております。

○辻専門委員 ちなみにこの懇談会の中身の性格づけというか、内容にちょっと私は関心があるんですが、おそらくこれは雇用保険二事業にお金を出している使用者の方々が、お金を出している方々の立場として集まって話し合いをするというイメージで合っていますでしょうか。

○下角室長 はい、そういう理解でございます。原資である雇用保険の雇用保険料については、事業主の方から負担をいただいている分で回しておりますので、そういった負担者の観点から、事業が適切なのか、効率的なのかという観点での審査を行っていただいているということでございます。

○辻専門委員 ですと、その懇談会に今回のこの案件を付託するというか、支援料をお願いした背景なんですけど、この案件自体が、雇用保険二事業からお金が出ているという事業なんですか。

○下角室長 この事業は、雇用保険二事業の原資で運営されてございます。

○辻専門委員 それから、最後なんですけれども、7ページ目でございます。7ページ目の上から6行目ぐらい、第2パラグラフの2行目、受講者さんが抱えていらっしゃる住宅、保健医療、福祉等に関する問題に対する配慮が必要であると。このあたりが、まさに専門性が必要であるということのご説明をいただいているところなんですけど、おそらくほかのこの事業に関心がある方々というのは、具体的にどんなことをしていいかわからない状況だと思うんですけれども、例えば住宅、保健医療、福祉等に関してどのようなことをしてあげる必要があるのか、もし具体的な事情をご存じでしたら、幾つかこの場で差しつかえない範囲で教えていただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○今野係長 例えばなかなか住環境とかも整わない中でやっという方とか突然体調を崩される方とかもいらっしゃいますので、そういう方を関係あるところにつないでいただくとか、あと、やる気がなくなってしまうようなときに、ちゃんと福祉事務所などしっかり連絡をとってサポートしてあげるとか、そういったところで側面的な支援が必要になります。

○辻専門委員 そうすると、じゃ、具体的には具合が悪くなったら病院に連れて行ってあげたり、本人に学習意欲がなくなってしまった場合には福祉事務所に連れて行ってあげるとか、そういう中継ぎのイメージで合っていますか。

○今野係長 そうですね。病院に直接連れていくまではあれですけど、つなぐということについてはやっております。つなぐということだと思います。

○辻専門委員 ですと、受託者自身で不都合に関して対応するところまでは求められていないという理解で合っていますか。

○今野係長 仕様書でもそういったことは求めておりません。

○下角室長 むしろ総合コーディネートを願いますようなイメージでございまして、いろんな地域の支援団体、支援機関とつながりを持っているところが強みで、そういうつながりを生かしながら、医療的な問題があればそういったところに支援を願いますのであるとか、やる気を失ったような方がいらっしゃれば……。

○今野係長 社会福祉士の方につないでいただいたりというような……。

○下角室長 意欲をまたそれで回復をしていただいたりとか、そういうコーディネート機能をここに果たしていただくということでご理解いただければと思っております。

○辻専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○生島専門委員 済みません、ご説明ありがとうございました。

受講者数が減っているということで、相対的に1人当たり経費が上がってしまっているという点なんですけど、確かにマクロとして全体の対象者の母数が減っているところはあるかとは思いますが、ディスインセンティブとは逆に、委託を受けた方が1人でも多くの必要な方に講習を受けてもらうように、逆のインセンティブを働かせるような仕組みというのは考えられたことはございますでしょうか。

○下角室長 目標を超えて例えば実施をしていただくといった場合に、報奨金みたいなものを払うとか、そういったイメージでしょうか。

○生島専門委員 というよりは、変な話、100人よりは150人のほうが1.5倍何か、額とかはちょっとあれなんですけども、要は1人でも多いほうがいろんな意味でプラスが出るような何らかの仕組みというのは、歩合じゃないですけども、そういうのですと、より多くの方に積極的に働きかけるインセンティブになるのかなというふうに思ったんですけど。

○木下室長補佐 日雇労働者とか、それからホームレスの方々は、1つの科目、講座を受講すれば就職に結びつくというものでも実はなくて、中には複数受講するとかという形もあります。そういった中で、実施の受講者数には、複数回講習を受講している方は2でカウントしたりとか、そういう形はしておりますけども、実際に私どもとしては、いかに就職に結びつけるかということがやはり重要でございますので、ハローワークと連携をした上でそういうことをやっていただくことを想定しています。ですから、なかなか講習受講者を集めるのが今かなり厳しい状況にございまして、実際の就職に結びつけるというのはやはり重要でございますから、そういった中でインセンティブをとということを、こちらのほうとしては検討はあまりしてこなかったと。いかにして就職に結びつけるかというところで、ハローワークとの連携とか、そういうことは検討はしてきたんですけども、なかなか受講者数をいっぱい集めていっぱいやってくださいという形での検討はしてこなかったという状況です。

○生島専門委員 こちらの講習事業をすることが就労につながる、資するというのでこの事業がなされているのであれば、当然受講者の方が増えて、受講する機会のある方が増えたほうが就労の機会が増えるという事業の性質かと思っておりますので、もちろん受講すれば

すなわちではないとしても、やはり受講者数を増やすということは、この事業を実施するのであれば当然目的に非常にかなっているのです、インセンティブというのは一つお考えになると、マクロでももちろん減っているといっても、それでもインセンティブで働く部分はあるのではないかなと思いますし、もちろん就職につなげるという意味では、どういうふうにするのかわからないんですけども、就労実績みたいなところを目標に置いてもいいかと思うんですが、なかなかそこも難しいんだらうと思うので、まずは受講者数のところで、自分が1人でも多くの人をちょっとと言って「受けませんか」と、「いや、いいよ」と言っても熱心に「いや、でも」と言ったら受けて、そうしたらもしかしたらその方のチャンスは、やっぱり受けなければゼロだったものがゼロでなくなるということは大きいのかなと思うので、インセンティブは悪くないと思うんですけど。

○下角室長 おっしゃるとおりだと思いますので、実際に実績を見てみても、目標数をかなり上回って取り組んでいただいているところ、インセンティブをつけなくても取り組んでいただいているところもあることはあるんですけども、確かにそういうインセンティブが、より多くの方をこの事業に誘導させる方向につながるということで、ほかの似たような制度があるのかどうかわかりませんが、そういった制度なんかでインセンティブを使っているようなものがあれば参考にしながら、我々のほうも考えてみたいというふうに思います。

○木下室長補佐 ただ、こちらの事業は今の状況で申しますと、基本的には実費をお支払いするという形をしてございまして、あまり利益を出してお支払いをするという方向性は今とっていないところでございます。国の事業として、本来国がやるべきものを民間にお願いをしているという形がございまして、できるだけコストが少ない中で最大の効果を得るということが必要になってきますので、そういった観点で雇用保険二事業の懇談会のほうでは厳しく、より少なくより効果的にということを求められているのが現状としてございますので、検討はいたしますが、すぐさま導入ができるかというところ、そこは済みません、こちらのほうだけでの判断はできないという状況でございます。

○生島専門委員 実費精算というのは、どうしても動かせないのでしょうか。

○木下室長補佐 はい、今の現状で考えますと、雇用保険二事業、ご負担をいただいている事業主の団体さんからは、できるだけ、事業主から保険料という形でお支払いを今していただいておりますので、それを効率的に使えというふうには言われております。そんな中で、予算額をさらに増加していきますと、受講者数を減らさなきゃいけないとか、そういうことにつながってしまいますので、そこがなかなか難しいところでございます、こちらのほうとしても、なるべく多くの方にご賛同いただいて、入札に参加していただくほうがよりよい形になると思うんですけども、一方でそういう制約があるという状況もご理解をいただければなというふうに思っているところでございます。

○生島専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○浅羽副主査 済みません、私にご説明いただいた資料の3ページにつきまして、1つ教

えていただきたい点があるんですけども、図1で日雇労働者及びホームレスの方の数がおよそ25%減、24.6%減というふうにご紹介していて、次に図2で、それに合わせるような形で受講者の目標数を下げてきていると。ただ、数字をはじいてみますと、33%減ということ、どこからどこを比較するのがいいかわからないんですけども、御省において24から28で上のホームレス等の数を比較しているので、私もそこで比較してみたんですけど、33.3%減という数字になっているなど。その結果としての2,180人に対して目標がというようなことになって——ごめんなさい、27年度ですので2,305ですね——に対して2,187人ということで、おそらくこの実施結果に合わせて目標数を下方に修正していったからよりオーバーシュートというか、実際のホームレス等の方の実数の減少よりも目標数の減が多いのかなと思ったんですけども、実際の実施結果の数というのは、もっと目標数よりも常に低かった、つまり目標はなかなか達成できていなかったといったような理解をしてしまってよろしいのでしょうか。いただいている資料は27年度のものだけなので、達成率が。

○下角室長 例えば26年度以前の、25年度で申し上げますと、目標が2,606で、実績が2,705でございますので、必ずしもずっと下回り続けてきているということではございません。26年度は、目標が2,542に対して実績が2,804ということでございます。下回っているのが、ですから27年度ということ、久しぶりに下回ったという状況かと思えます。

○浅羽副主査 おそらくなんですけども、平成24年度に大きく下回ったんですよ。3,266に対して、おそらくこの次の年度の2,600人ぐらいまで落ちたんじゃないのかなと推察するんですけども。

○今野係長 ここはいろいろ国全体の施策でどうしていこうかというところとも密接に関係していますので、必ずしもホームレスの方が減少したから人数を下げたということだけではありませんで、ほかの財政当局とのやりとりとか全体的な行政改革の流れとか、そういうところとも関係していますので、一概にその減だけがというふうに言うことができるものではないです。

○木下室長補佐 ちなみに24年度の実績は2,813でございます。

○浅羽副主査 別に数字を疑っているとかいうわけではないですし、目標数の適切性も今の実績だけで説明できるものではないということは理解しているんですけども、こうした指標に対して、実施で目標を達成できなかった理由は事業者のほうにはないというようなご説明だったんですけども、私は、だとするなら余計にそれが全てかなというような、事業者にも一定の責任はあったんじゃないのかな、それは否定できないんじゃないのかな、あるいは否定しちゃいけないんじゃないのかなと思ったんですけどね。つまり、外的に減ってきているから仕方がない面があるのは、それはさうだろうと思うんですよ。確かにそれはさうだろうと。あるいは高齢化もあるから、この中でさらに就労に結びつきづらい人がより増えてきている、それはさうですよ。日雇の方でも、40代の人と60代の人だったら40代の方のほうに結びつきやすいですから、高齢化が進めばそこはなかなか厳しくなるし、そんなもう講習を受けたってという人が増えるのは当然だと思うんですけども、

ただやっぱりそれだけではないんじゃないのかなと、総合的な要素で。目標と実績とがきれいに下がっていないので。そこはちゃんとそれはそれで認めないといけないんじゃないのかなという気がしているんですけども。そういう評価はあまりにきつすぎますかね。

○下角室長 確かにおっしゃるとおり、全てが状況の変化によるものとするつもりはございませんけれども、全体として見たときには、やはりその状況変化によるところがかなり大きいかなと。今回におきましても、先ほどご説明申し上げたとおり、ホームレスの方の自立支援センターの閉鎖であるとか、あるいは定員の減といったようなものが、やっぱりストレートに我々が対象として呼びかけるときの母数にはね返ってまいりますので、そういったところもかなり大きい要素——それが100%とは確かに申し上げられないとは思いますが、かなりそういったところが大きいのかなというふうに我々は考えているところでございます。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 6ページについて伺いたいんですが、可能な限りの改善に取り組んだものの、1者応札となったということで、基本、参入障壁をなくすための入札方法の工夫を全部尽くしたけれどもだめだったということが終了プロセスの前提になるというふうに理解しています。確認をさせていただきたいんですが、今までの回答でもあったんですが、まず1つは、複数年度契約が実施できない理由ということで、講習内容を見直すことがしにくいということだったんですが、ここがいま一步わからず、なぜ複数年度契約にする講習内容を見直すことがしにくいんですか。

○下角室長 講習内容というよりも、複数年度契約が難しい理由といたしましては、やはりかなりホームレス、あるいは日雇労働者の数というのは変動してございます。そういったものを踏まえて、我々は対象人数を積算、決定していくわけですけども、そういう変動が大きい中で、あるいは今後例えば景気が悪くなったときにどんとホームレスの方が増えるとか、そういったこともあることを考えると、なかなか長期にわたって、例えば建築みたいに建物を建てるとかいったもののように複数年度契約がなじむようなものと違って、かなりやはり対象にする人数がぶれるんじゃないかということで、そういったときに柔軟に実施の対象者数を設定するのが難しくなるという観点から、複数年度の導入というのは、我々としてはなかなか難しい面があるのかなというふうに考えているところでございます。

○尾花主査 わかりました。そうであれば、これまでは講習の内容がフォークリフト、クレーン、車両系建設機械、高所作業車、玉かけ等ということで、おそらく内容はあまり変わっていなかったように理解をしていたので、主たる理由は、対象者の人数変動の予測が難しいので事業規模を見直すことが難しいということが主たる要因ということと、もう一つ伺うと、法期限があると、その2つを理由に複数年度は検討したものの断念をされたと理解してもよろしいでしょうか。

○下角室長 はい、結構でございます。

○尾花主査 2点目なんですけど、対象者の特殊性から周知や募集が難しい点というのが市

場に多くの応募者を呼ぶのが難しい市場である、市場の特殊性を挙げていると理解しました。こういう市場の場合、そのような難しい業務のみ切り分けて、例えば官のほうが担当するというのも1つの解決策と考えられています。とはいえ、そこそが今委託したい事業の肝なのであるから、そこを官がもう1回取り込んでは意味がないのであるということなのかもしれません。その部分を教えてください。

○下角室長 特殊と申し上げると語弊がありますがけれども、やはりかなりこういった方を対象とした支援を行っている団体のノウハウというのがしっかりしてございますので、行政も当然そういったノウハウを持っていなきゃいけないわけですがけれども、民間でそういった支援ノウハウを持ったところがかなり、今回だけでも7者ございますし、そういったノウハウをしっかり活用する中で、効率的に事業を行っていくのが望ましいんじゃないかというふうに考えております。それは、官がやるよりもやはり民にやっていただいたほうが効率的に実施ができるのではないかという趣旨でございます。

○尾花主査 わかりました。

あともう1点なんですけど、今までご説明もいただいたんですが、通常一般管理費として何%か乗せるという方法もあるんですが、これがとれない理由としては、先ほどご説明いただいた雇用保険二事業の財源からなじまないというお考えと理解してもいいんでしょうか。

○下角室長 ごめんなさい、済みません、もう一度。

○尾花主査 実費精算にしますと、やはり民間事業者が参入しにくいと。1つの方策としては、一般管理費として何%乗せていいですよという内容の実施要項にするというのは1つ方策としてあるんですが、それがとれない理由を教えてください。

○下角室長 ストレートには今私どものほうで結んでいる契約の中に、何%乗っけるという契約のやり方というのは、少なくとも私が存じ上げる限りではないというふうに理解をしております。そういったやり方は、正直なかなかとれないというのが現状であると理解してございます。

○尾花主査 とれない理由が……。

○木下室長補佐 雇用保険二事業のほうから、事業を行うに際して、きちんと低コストで高効果を得られるようにというご指摘をいただいている中で、こういった形でインセンティブを設けるような形の契約というのはなかなか難しいので、今までそういう形がとられていなかったということだと理解しております。

○尾花主査 済みません、最後になんですが、市場化テストから外れるという意味は、市場化テストというのが、参入障壁を減らす入札方法の工夫を第三者の目を通してやるという手続という意味をもつのですが、それから外れた場合にこの事業はどのようにお進めになれるんでしょうか。通常の入札手続で効果的な方法、さらによいサービスの向上やコスト削減というのは図られるんでしょうか。

○木下室長補佐 今までご指摘をいただいていた入札の方法等の変更は継続していきたい

というふうに考えてございますし、当省の今の状況で申し上げますと、随意契約等の契約に変更することがちょっと難しいと。今行っております総合評価落札方式の一般競争入札という形で、質の面をある程度考慮しながら価格での入札という形になろうかと思えます。この入札方法をとるに当たって、入札方法が適当かどうかということに関しては、公共調達委員会というのがございまして、手続上はこちらのほうで審査をいただくという形になります。質的な面を考えますと、「雇用保険二事業に関する懇談会」というものがございまして、こちらのほうで質的な面の評価、さらに事業の実績の評価をしていただくという形になってございますので、こちらのほうできちんとご評価をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは時間となりましたので、日雇労働者等技能講習事業の事業の評価（案）等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございません。

○尾花主査 それでは、事務局におかれましては、本日の審議を踏まえ、事務局から監理委員会に報告するようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

○下角室長 ありがとうございました。

(厚生労働省②退室)

— 了 —